



公入管第384号
令和3年9月9日

各発注機関の長 殿

土木建築部公共工事入札管理室長

「建退共証紙購入の「目安」の見直しについて」の一部改正について（通知）

平成11年3月24日付けで監第2681号（平成23年4月15日付け公入管第60号一部改正）で通知した標記のことについて、下記のとおり改正したので通知します。
今後の事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 改正事項

- (1) 中小企業退職金共済法施行令の一部が改正されたことにより、建退共の掛金日額を「310円」から「320円」に改める。
- (2) 電子申請方式が導入されたことにより、電子申請方式で購入し、発行された掛金収納書での提出も認めることを追加した。

2 施行期日

令和3年10月1日以降、建退共を購入した工事から適用する。

担当：公共工事入札管理班
板井
内線：4528

記

1 「共済証紙購入の考え方」の趣旨の具体的内容

イ 共済証紙については、建設現場ごとの対象労働者数及び当該労働者の就労日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すれば十分であり、必ずしも「共済証紙購入の考え方」を用いる必要はないこと。

ロ 的確な把握が困難である等の理由により「共済証紙購入の考え方」を用いる場合には、「労働者延べ就労予定者数」の7割が建退共の被共催者であると想定して算出した値が示されていることを踏まえ、当該値に「対象工事における労働者の建退共加入率/70%」を乗じた値を参考とすること。

ハ 今回の証紙購入の「目安」の見直しの趣旨を踏まえ、「共済証紙購入の考え方」が形式的・硬直的に運用されることのないよう注意してください。

2 建退共証紙購入申告書等について

(1) 証紙貼付方式による場合

イ 上記1のイによる場合は、別添申告書（1により算定）と掛金収納書を徴すること。

ロ 上記1のロによる場合は、別添申告書（2の（1）又（2）により算定）と掛金収納書を徴すること。

ハ 申告書及び掛金収納書の提出は、契約締結後7日以内とする。

(2) 電子申請方式による場合

イ 上記1のイ及びロによる場合は、掛金収納書を徴すること。（別添帳票様式参照）
但し、口座振替により購入した場合は、掛金収納書が即時発行されないため、口座振替掛金収納書（仮）（掛金口座振替申込受付書）を徴すること。口座振替掛金収納書（仮）（掛金口座振替申込受付書）に記載されている掛金収納書予定日以降、速やかに掛金収納書を徴すること。

ロ 掛金収納書等の提出は、契約締結後7日以内とする。

3 その他

イ 発注者は、証紙購入状況を把握するため、必要があると認めるときは、受注者又は建退共に対し関係資料の提出を求めるものとする。

ロ 発注者は、入札執行前に建設業者に対し、建退共加入の勧奨や証紙購入の必要性について周知させるものとする。

建退共証紙購入（当初・変更）申告書

発注者 殿

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

1

労働者延べ就労者数 × 320円 = 所要額（掛金収納書金額と一致）		

↓

変更後所要額（A）	当初所要額（B）	追加購入額（A）－（B）

2

（1）労働者の建退共加入率が把握できない場合

総工事費 × 基本率 = 所要額（掛金収納書金額と一致）		

↓

変更後所要額（A）	当初所要額（B）	追加購入額（A）－（B）

（2）労働者の建退共加入率が把握できる場合

総工事費 × 基本率 × 補正率 = 所要額（掛金収納金額と一致）			

↓

変更後所要額（A）	当初所要額（B）	追加購入額（A）－（B）

【記載上の注意事項】

上記の1・2いずれかを選択し（チェック）所要額を算定し、掛金収納書と併せて申告して下さい。
・1を選択した場合は、建設現場ごとの対象労働者数及び当該労働者の就労日数を的確に把握し、必要な枚数を購入して下さい。

・2を選択した場合は、労働者延べ就労者数の的確な把握が困難である等の場合で、対象工事における労働者の加入率把握の可否により（1）・（2）の区分で選択し、必要な枚数を購入して下さい。

なお、上記の基本率とは「共済証紙購入の考え方について」に定める総工事ごとの率をいい、補正率とは「対象工事における労働者の加入率（％）／70％」であり、総工事費とは「請負契約額（消費税相当額を含む。）と無償支給材料評価額の合計額」をいうので算定にあたっては注意して下さい。

共済証紙購入の考え方について

下記は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものである。
 したがって、これを実際に活用する際には、下記に、 $\left[\frac{\text{対象工事における労働者の加入率}(\%)}{70\%} \right]$ を乗じた値を参考に

工事種別 総工事費	土木						
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木	
1000 ～ 9999 千円	3.5 / 1000	3.5 / 1000	4.5 / 1000	4.1 / 1000	3.7 / 1000	4.1 / 1000	
10000 ～ 49999 千円	3.3 / 1000	3.2 / 1000	3.6 / 1000	3.8 / 1000	2.8 / 1000	3.6 / 1000	
50000 ～ 99999 千円	2.9 / 1000	2.8 / 1000	2.8 / 1000	3.1 / 1000	2.7 / 1000	3.1 / 1000	
100000 ～ 499999 千円	2.3 / 1000	2.1 / 1000	2.1 / 1000	2.5 / 1000	1.9 / 1000	2.3 / 1000	
500000 千円以上	1.7 / 1000	1.6 / 1000	1.9 / 1000	1.8 / 1000	1.7 / 1000	1.8 / 1000	

工事種別 総工事費	建築			設備		
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置		
1000 ～ 9999 千円	4.8 / 1000	3.2 / 1000	2.5 / 1000	2.2 / 1000		
10000 ～ 49999 千円	2.9 / 1000	3.0 / 1000	1.9 / 1000	1.7 / 1000		
50000 ～ 99999 千円	2.7 / 1000	2.5 / 1000	1.6 / 1000	1.4 / 1000		
100000 ～ 499999 千円	2.2 / 1000	2.1 / 1000	1.2 / 1000	1.1 / 1000		
500000 千円以上	2.0 / 1000	1.8 / 1000	1.1 / 1000	1.1 / 1000		

(注) 総工事費とは請負契約額(消費税相当額を含む。)と無償支給材料評価額の合計額をいう。

【改正後】

記

1 「共済証紙購入の考え方」の趣旨の具体的内容

イ 共済証紙については、建設現場ごとの対象労働者数及び当該労働者の就労日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すれば十分であり、必ずしも「共済証紙購入の考え方」を用いる必要はないこと。

ロ 的確な把握が困難である等の理由により「共済証紙購入の考え方」を用いる場合には、「労働者延べ就労予定者数」の7割が建退共の被共催者であると想定して算出した値が示されていることを踏まえ、当該値に「対象工事における労働者の建退共加入率／70%」を乗じた値を参考とすること。

ハ 今回の証紙購入の「目安」の見直しの趣旨を踏まえ、「共済証紙購入の考え方」が形式的・硬直的に運用されることのないよう注意してください。

2 建退共証紙購入申告書等について

(1) 証紙貼付方式による場合

イ 上記1のイによる場合は、別添申告書（1により算定）と掛金収納書を徴すること。

ロ 上記1のロによる場合は、別添申告書（2の（1）又（2）により算定）と掛金収納書を徴すること。

ハ 申告書及び掛金収納書の提出は、契約締結後7日以内とする。

(2) 電子申請方式による場合

イ 上記1のイ及びロによる場合は、掛金収納書を徴すること。（別添帳票様式参照）
但し、口座振替により購入した場合は、掛金収納書が即時発行されないため、口座振替掛金収納書（仮）（掛金口座振替申込受付書）を徴すること。口座振替掛金収納書（仮）（掛金口座振替申込受付書）に記載されている掛金収納書予定日以降、速やかに掛金収納書を徴すること。

ロ 掛金収納書等の提出は、契約締結後7日以内とする。

3 その他

イ 発注者は、証紙購入状況を把握するため、必要があると認めるときは、受注者又は建退共に対し関係資料の提出を求めるものとする。

ロ 発注者は、入札執行前に建設業者に対し、建退共加入の勧奨や証紙購入の必要性について周知させるものとする。

【現行】

記

1 「共済証紙購入の考え方」の趣旨の具体的内容

イ 共済証紙については、建設現場ごとの対象労働者数及び当該労働者の就労日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すれば十分であり、必ずしも「共済証紙購入の考え方」を用いる必要はないこと。

ロ 的確な把握が困難である等の理由により「共済証紙購入の考え方」を用いる場合には、「労働者延べ就労予定者数」の7割が建退共の被共催者であると想定して算出した値が示されていることを踏まえ、当該値に「対象工事における労働者の建退共加入率／70%」を乗じた値を参考とすること。

ハ 今回の証紙購入の「目安」の見直しの趣旨を踏まえ、「共済証紙購入の考え方」が形式的・硬直的に運用されることのないよう注意してください。

2 建退共証紙購入申告書等について

【新設】

イ 上記1のイによる場合は、別添申告書（1により算定）と掛金収納書を徴すること。

ロ 上記1のロによる場合は、別添申告書（2の（1）又（2）により算定）と掛金収納書を徴すること。

ハ 申告書及び掛金収納書の提出は、契約締結後7日以内とする。

【新設】

3 その他

イ 発注者は、証紙購入状況を把握するため、必要があると認めるときは、受注者又は建退共に対し関係資料の提出を求めるものとする。

ロ 発注者は、入札執行前に建設業者に対し、建退共加入の勧奨や証紙購入の必要性について周知させるものとする。

【改正後】

建退共証紙購入(当初・変更)申告書

発注者 殿

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

□1

労働者延べ就労者数	×	320円	=	所要額 (掛金収納書金額と一致)

↓

変更後所要額 (A)	当初所要額 (B)	追加購入額 (A) - (B)

□2

□ (1) 労働者の建退共加入率が把握できない場合

総工事費	×	基本率	=	所要額 (掛金収納書金額と一致)

↓

変更後所要額 (A)	当初所要額 (B)	追加購入額 (A) - (B)

□ (2) 労働者の建退共加入率が把握できる場合

総工事費	×	基本率	×	補正率	=	所要額 (掛金収納金額と一致)

↓

変更後所要額 (A)	当初所要額 (B)	追加購入額 (A) - (B)

【記載上の注意事項】

上記の1・2いずれかを選択し(□チェック)所要額を算定し、掛金収納書と併せて申告して下さい。
 ・1を選択した場合は、建設現場ごとの対象労働者数及び当該労働者の就労日数を的確に把握し、必要な枚数を購入して下さい。
 ・2を選択した場合は、労働者延べ就労者数の的確な把握が困難である等の場合で、対象工事における労働者の加入率把握の可否により(1)・(2)の区分で選択し、必要な枚数を購入して下さい。
 なお、上記の基本率とは「共済証紙購入の考え方について」に定める総工事ごとの率をいい、補正率とは「対象工事における労働者の加入率(%) / 70%」であり、総工事費とは「請負契約額(消費税相当額を含む。)と無償支給材料評価額の合計額」をいうので算定にあたっては注意して下さい。

【現行】

建退共証紙購入(当初・変更)申告書

発注者 殿

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

□1

労働者延べ就労者数	×	310円	=	所要額 (掛金収納書金額と一致)

↓

変更後所要額 (A)	当初所要額 (B)	追加購入額 (A) - (B)

□2

□ (1) 労働者の建退共加入率が把握できない場合

総工事費	×	基本率	=	所要額 (掛金収納書金額と一致)

↓

変更後所要額 (A)	当初所要額 (B)	追加購入額 (A) - (B)

□ (2) 労働者の建退共加入率が把握できる場合

総工事費	×	基本率	×	補正率	=	所要額 (掛金収納金額と一致)

↓

変更後所要額 (A)	当初所要額 (B)	追加購入額 (A) - (B)

【記載上の注意事項】

上記の1・2いずれかを選択し(□チェック)所要額を算定し、掛金収納書と併せて申告して下さい。
 ・1を選択した場合は、建設現場ごとの対象労働者数及び当該労働者の就労日数を的確に把握し、必要な枚数を購入して下さい。
 ・2を選択した場合は、労働者延べ就労者数の的確な把握が困難である等の場合で、対象工事における労働者の加入率把握の可否により(1)・(2)の区分で選択し、必要な枚数を購入して下さい。
 なお、上記の基本率とは「共済証紙購入の考え方について」に定める総工事ごとの率をいい、補正率とは「対象工事における労働者の加入率(%) / 70%」であり、総工事費とは「請負契約額(消費税相当額を含む。)と無償支給材料評価額の合計額」をいうので算定にあたっては注意して下さい。

共済証紙購入の考え方について

下記は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものである。
 したがって、これを実際に活用する際には、下記に、 $\left(\frac{\text{対象工事における労働者の加入率 (\%)}}{70\%} \right)$ を乗じた値を参考に

工事種別	土木					
総工事費						その他の土木
1000～	9999千円	3.5 / 1000	3.5 / 1000	4.5 / 1000	4.1 / 1000	4.1 / 1000
10000～	49999千円	3.3 / 1000	3.2 / 1000	3.6 / 1000	3.8 / 1000	3.6 / 1000
50000～	99999千円	3.1 / 1000	2.8 / 1000	2.8 / 1000	3.1 / 1000	3.1 / 1000
100000～	499999千円	2.3 / 1000	2.1 / 1000	2.1 / 1000	2.5 / 1000	2.3 / 1000
500000千円以上	1.8 / 1000	1.6 / 1000	1.9 / 1000	1.8 / 1000	1.7 / 1000	1.8 / 1000

※変更なし

工事種別	建築			設備		
	住宅・同設備	非住宅・同設備		屋外の電気等	機械器具設置	
総工事費						
1000～	9999千円	4.8 / 1000	3.2 / 1000	2.5 / 1000	2.9 / 1000	2.2 / 1000
10000～	49999千円	2.9 / 1000	3.0 / 1000	1.9 / 1000	2.1 / 1000	1.7 / 1000
50000～	99999千円	2.7 / 1000	2.5 / 1000	1.6 / 1000	1.8 / 1000	1.4 / 1000
100000～	499999千円	2.2 / 1000	2.1 / 1000	1.2 / 1000	1.4 / 1000	1.1 / 1000
500000千円以上	1.8 / 1000	2.0 / 1000	1.8 / 1000	1.1 / 1000	1.1 / 1000	1.1 / 1000

(注) 総工事費とは請負契約額(消費税相当額を含む。)と無償支給材料評価額の合計額をいう。

共済証紙購入の考え方について

下記は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものである。
 したがって、これを実際に活用する際には、下記に、 $\left(\frac{\text{対象工事における労働者の加入率 (\%)}}{70\%} \right)$ を乗じた値を参考に

工事種別	土木					
総工事費						その他の土木
1000～	9999千円	3.5 / 1000	3.5 / 1000	4.5 / 1000	4.1 / 1000	4.1 / 1000
10000～	49999千円	3.3 / 1000	3.2 / 1000	3.6 / 1000	3.8 / 1000	3.6 / 1000
50000～	99999千円	3.1 / 1000	2.8 / 1000	2.8 / 1000	3.1 / 1000	3.1 / 1000
100000～	499999千円	2.3 / 1000	2.1 / 1000	2.1 / 1000	2.5 / 1000	2.3 / 1000
500000千円以上	1.8 / 1000	1.7 / 1000	1.6 / 1000	1.9 / 1000	1.8 / 1000	1.8 / 1000

工事種別	建築			設備		
	住宅・同設備	非住宅・同設備		屋外の電気等	機械器具設置	
総工事費						
1000～	9999千円	4.8 / 1000	3.2 / 1000	2.5 / 1000	2.9 / 1000	2.2 / 1000
10000～	49999千円	2.9 / 1000	3.0 / 1000	1.9 / 1000	2.1 / 1000	1.7 / 1000
50000～	99999千円	2.7 / 1000	2.5 / 1000	1.6 / 1000	1.8 / 1000	1.4 / 1000
100000～	499999千円	2.2 / 1000	2.1 / 1000	1.2 / 1000	1.4 / 1000	1.1 / 1000
500000千円以上	1.8 / 1000	2.0 / 1000	1.8 / 1000	1.1 / 1000	1.1 / 1000	1.1 / 1000

(注) 総工事費とは請負契約額(消費税相当額を含む。)と無償支給材料評価額の合計額をいう。

勤退共発第85号
令和3年8月27日

大分県知事 殿

独立行政法人勤労者退職金共済機構
理事長 水野正 望



建設業退職金共済制度の掛金日額等の改定について

建設業退職金共済制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

建設業退職金共済制度は、建設業界における労働福祉対策の一環として、昭和39年に創設されて以来、255万人の建設労働者の方々に1兆8千8百億円の退職金を支給させていただくことができました。また、現在、17万の事業所、217万人の労働者の方々が本制度に加入していただいております。これらは、ひとえに貴職のご指導とご協力の賜と深く感謝の意を表す次第であります。

さて、本制度につきましては、近年の超低金利の状況の下で、将来にわたって安定的な制度運営を行っていくため、厚生労働省労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会の取りまとめを受けて、中小企業退職金共済法施行令が改正され、本年10月1日から、退職金額の算定基礎となっている予定運用利回りが3.0%から1.3%に引き下げられることとなりました。また、あわせて、予定運用利回りの引き下げに伴い低下する退職金水準を確保する観点から、同じく本年10月1日から、掛金日額を現行の310円から320円に改定させていただくことといたしました。

これまで、公共工事については、公共発注者により、予定価格において、建設事業主が機構に掛金を納付するための建退共掛金相当額を現場管理費の一部として積算していただくなど掛金の財源措置を講じていただいているところです。当機構といたしましても、今回の改定について周知を進めるとともに、本制度の普及、促進等に向けてより一層努力する所存でございますので、貴職におかれましても一層のご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、引き続き、建退共制度の適正な履行確保のための取組及び掛金の財源措置を講じていただきますよう併せてお願い申し上げます。

令和3年10月1日から

建退共の制度が 一部かわります。

中小企業退職金共済法施行令の一部が改正され、令和3年10月1日から施行されるに伴い
建退共の制度が下記のとおり変更されます。

I 建退共の掛金日額を改定いたします。

退職金給付水準を維持するため掛金日額を**310円から320円**に改定いたします。

II 予定運用利回りの引き下げに伴い、退職金額が改定されます。

1. 制度の安定的な運営を図るため、予定運用利回りが現行の3.0%から**1.3%**に変更されます。
2. 現在、加入されている方の令和3年9月末までの掛金納付分は、従来通りの予定運用利回りが保証されます。
3. 令和3年10月1日以降の掛金納付分については、予定運用利回り1.3%で算定された退職金額となります。

新退職金額早見表(掛金日額320円で計算、令和3年10月1日以降に加入した場合)

掛金納付年数(月数)	退職金額	掛金納付年数(月数)	退職金額
1年(12月)	24,192円	25年(300月)	2,474,439円
2年(24月)	161,280円	30年(360月)	3,038,919円
5年(60月)	414,087円	35年(420月)	3,641,031円
10年(120月)	893,559円	40年(480月)	4,268,007円
20年(240月)	1,933,479円	45年(540月)	4,913,127円

- ・証紙及び退職金ポイント21日を1月と換算します。
- ・掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金額は掛金納付額の3~5割程度となります。
(本人死亡による遺族請求の場合、退職金額は掛金相当額となります。)

III 共済証紙の図柄が変わります。

令和3年10月1日以降、金融機関で販売する証紙は、320円になります。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

お問い合わせ 建退共本部 TEL : 03-6731-2831 FAX : 03-6731-2895 / 各都道府県支部

建退共本部ホームページ

<http://kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

制度改正に伴う手続き

1 令和3年10月1日以降は新しい共済証紙しか販売しておりません。

令和3年10月1日以降は、310円証紙は販売いたしませんので、令和3年9月30日までの就労分については必要数を見込みで9月30日までに購入してください。



(注) 現物は赤色(中小企業用)、青色(大手企業用)で印刷されています。

2 310円証紙は320円証紙と交換できます。

310円証紙がお手元に残っている場合は、最寄の金融機関で「共済契約者証」を提示し、次の期間内に証紙の交換を申し出てください。(※一部取扱いのない店舗もございますので、金融機関へご確認ください)

交換期間	取扱い窓口
令和3年10月1日～令和3年12月末日	金融機関(代理店)
令和4年1月1日～令和5年9月末日	建退共事業本部のみ

※建退共事業本部での交換は、新証紙1枚分に満たない端数は切り捨てとなりますので、令和3年12月末日までの間において、金融機関にて交換するようお願いいたします。

3 令和3年10月1日以降は310円証紙を電子申請方式の退職金ポイントに交換することはできません。

310円証紙を退職金ポイントに交換する場合は、令和3年9月30日までに申請いただくか、令和3年10月1日以降、一度320円証紙に交換した後、退職金ポイントに交換していただくこととなりますので、ご注意ください。(既に購入済みの退職金ポイントについては、令和3年10月以降の就労実績分は自動的に320円で付与されるため、ポイントの交換は必要ありません。)

4 共済手帳はそのままお使いください。

- 1 令和3年9月末日までに発行された共済手帳はそのままご使用ください。現在お持ちの共済手帳は証紙の貼付が満了するか、表紙に記載されている次回更新時期が到来するまで(次回更新時期の記載がない場合は手帳交付日から2年を経過するまで)更新手続きは必要ありません。
- 2 令和3年9月末日までの就労分は310円証紙を、令和3年10月1日からの就労分は320円証紙を貼付してください。
- 3 令和3年10月以降に発行された共済手帳には310円証紙を貼付することはできませんので、更新の際は、9月30日までの就労分の貼付もれがないようご注意ください。

建退共の電子申請方式が 始まりました

1 電子申請方式とは

- 電子申請方式は、証紙に代わる「退職金ポイント」という電子ポイントを事前に購入し、被共済者の就労日数を登録した「就労実績ファイル」により、個々の被共済者の掛金として充当するものです

2 電子申請方式の申込方法は

- 電子申請方式の利用をご希望の方は、電子申請方式申込書を建退共支部にご提出ください^{*1}

3 電子申請方式の使い方は

- 建退共からは、電子申請専用サイトのログインIDと初期パスワードを記載した「電子申請専用サイト開通通知」を郵送します
- 「退職金ポイント」は、「電子申請専用サイト」でペイジー^{*2}  または口座振替により、購入してください
- 「就労実績ファイル」は、就労実績報告作成ツール^{*3}により作成し、電子申請専用サイトに登録してください
- 元請が下請分の掛金を充当する場合は、下請が就労実績報告作成ツールで作成した「就労実績ファイル」を元請がまとめて、電子申請専用サイトに登録してください
- 元請（掛金の拠出者）は、掛金が充当されると電子申請専用サイトから「掛金充当書」を下請分もまとめてダウンロードできますので、下請にお渡しください
なお、元請・下請（雇用主）双方で電子申請専用サイトを利用している場合、下請は「掛金充当書」を直接電子申請専用サイトからダウンロードできます（掛金納付方式は、現場ごとに元請が選択します）

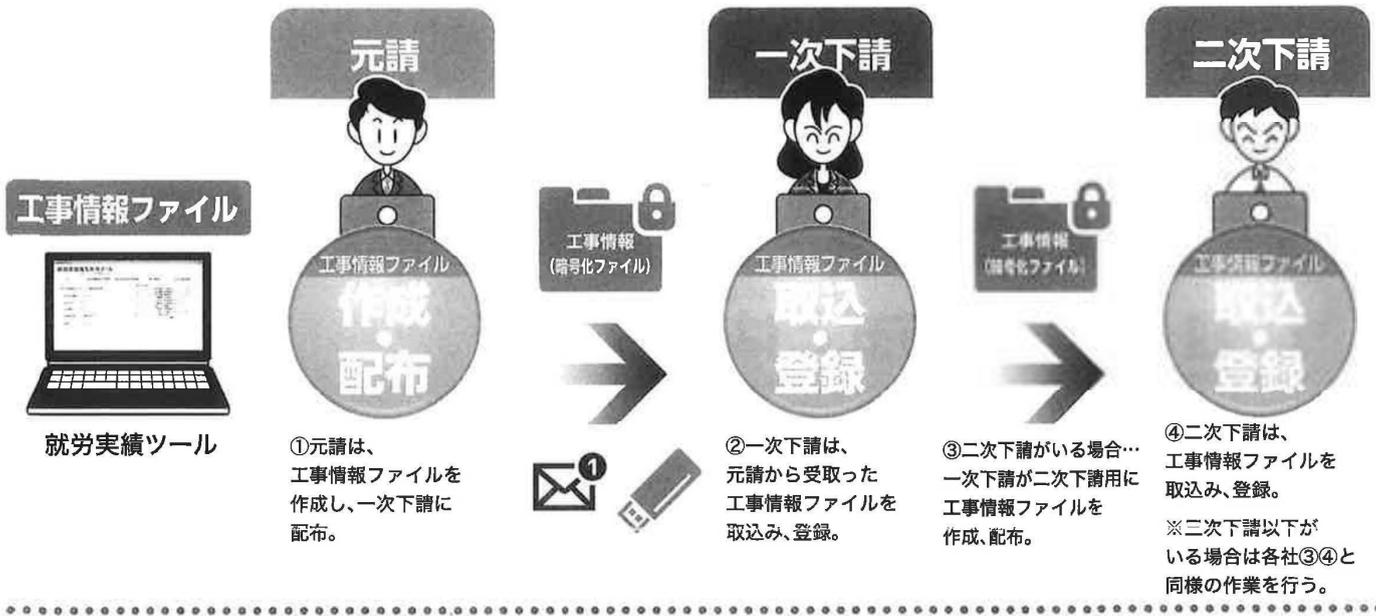
*1 建退共ホームページからダウンロードまたは就労実績報告作成ツールで作成できます。

*2 ペイジーとは、税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。ペイジーが利用できる金融機関は建退共のホームページでご確認ください。
(建退共ホームページ⇒電子申請方式について⇒9.退職金ポイントの購入について⇒退職金ポイント取扱い金融機関を見る)

*3 就労実績報告作成ツールは、建退共ホームページから無償でダウンロードできます。

電子申請方式の流れ

工事情報ファイル・就労実績ファイルの作成と登録（就労実績ツール）



※元請は工事情報、下請は就業履歴を建設キャリアアップシステム(CCUS)からダウンロードして就労実績ツールに取込めます。

建退共へ就労実績報告・掛金納付（電子申請専用サイト）

※公共工事受注時の例です。

